

午後3時24分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、9番田中保光議員の質問を許可します。9番田中保光議員。

（9番田中保光君登壇）

○9番（田中保光君） 皆さん、こんにちは。ただいま、質問の許可を得ました9番田中保光でございます。本日は、御多忙の中にこのように傍聴していただきますことを、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

質問に入ります前に、この3月末日をもって退職されます職員の方々におかれましては、長年、市町村職員として、合併後は、朝倉市の職員として、市民の福祉の向上に頑張ってくださいました。このことに対し感謝を申し上げ、お疲れさんでございましたと言葉を申し上げたいと思います。ひとつ退職後は、長年の行政職員として積み上げてこられました経験を生かして、朝倉市発展のために御指導、御協力をお願いを申し上げるところでございます。

さて、昨年7月の豪雨から、早くも8カ月が経過をいたしました。今、その災害復旧が懸命に進められているところではありますが、いまだに不自由をされている方々も多くおられるところでもあります。早期復旧工事の完成を、心から望むところでもあります。私が住む蜷城地区は、昭和28年6月の大洪水において壊滅の被害を受け、国内外から多くの御支援と励ましをいただきました。蜷城小学校におきましては、翌29年2月に、水害に対し、多くの方々からいただいた物心両面による御支援に感謝し、このことを後世に受け継ぐために、青少年赤十字団が結成されて、学校教育の一環として活動され60周年を迎え、その記念行事が去る2月26日に取り行われたところでもあります。その記念行事の活動発表に出席し、子どもたちの赤十字の人道博愛の精神に基づき、健康安全、奉仕、国際理解、親善を、青少年赤十字団の実践目標として、気づき、考え、実践するを合言葉として、親から子へ、子から孫へと、この60年間受け継がれてまいりました。その結果、当時の状況を知らない今の子どもたちでも、その精神を受け継ぎ、災害に対しては、いち早く募金活動を行い、日ごろは清掃活動、物販等々の販売の活動を通じて義援金を送り、困った人には手助けし、人道博愛の精神を養い、人としての生き方を身につけていることを、ひしひしと感じ取ったところでありました。むしろ、私ども大人のほうが教えられる思いでありましたし、この気持ちを持って、将来の夢に向かって、心身ともに健康でたくましく成長されることを応援する気持ちでいっぱいでもあります。

以下、一般質問席より質問を続行しますので、明快なる回答をお願いいたします。

（9番田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 通告をいたしておりました順番をちょっと入れかえさせていただきたいと思います。

今も、冒頭申し上げましたように、蜷城は、昨年も災害を受けたところでございます。ということで、防災対策についてということから、桂川内水排除対策の促進についてということを通告をいたしておりましたので、このことに対しまして、市長の、ひとつ決意をお願いをして、今後、取り組みをしていただきたいなということで質問をしていきたいと思っております。

私は、今までの一般質問においても、この桂川内水排除対策については、早期実現に向けて、市の支援をお願いしてきたところであります。その取り組みとして、市長におかれましては、この内水排除は、朝倉市として解決すべき課題と捉えていただき、機会あるごとに、国に早期対策の取り組みについて、御要望をいただいておりますことを、厚くお礼を申し上げるところであります。

また、朝倉市の桂川改修期成会としても、地元役員とともに、県及び国土交通省九州地方整備局にも、市長ともどもに、要望を毎年重ねていただいているところでありますが、今日まで実現をしていないことは、まことに残念なことであります。その結果、皆さん御承知のとおり、昨年7月13日、14日の豪雨により、筑後川本川の水位が、今までになく上昇し、片ノ瀬観測所で10.07メートルという、近年にない水位を記録をいたしました。筑後川から桂川へ逆流し、新桂川水門を閉めざるを得ない状況にありました。その結果、桂川の水のはけ口がなく、蜷城地区を含む桂川沿線の広い地域で、昭和28年以来初めての水害となりました。

蜷城地区では、多くの住家等に浸水し、地域の約半分以上が孤立し、非難勧告や指示が出され、自衛隊や消防による救出作業により大事は免れましたけれども、また、朝倉市の基幹産業である農業においても、朝倉市のブランド品である万能ねぎを初め、青梗菜等々の多くの出荷前の野菜が冠水し、出荷不能となることなど数億円の被害を受け、生産農家には甚大な損害を与えることとなりました。この桂川内水排除の取り組みは、蜷城の土地改良区の取り組みとして、昭和54年10月からポンプの設置を、当時の建設省筑後川工事事務所に要望がなされ、今日に至っている状況でもあります。

私たち蜷城地区は、毎年機会あるごとに、国、県に対してこのような事態になることを予測しながら、早い時期に内水排除の対策の実現に向けた要望をしてきましたが、現実に至っていないのが実情であります。

私は、昨年の豪雨災害を一つのチャンスとして、筑後川増水時のはけ口のない桂川に、内水排除対策が実現する運動を強力に進める機会だと受けとめておるところでもあります。

国においても、昨年末に政権も交代し、防災減災対策や、施設の老朽化対策など、安全、安心な国土建設予算も計上され、15カ月予算が審議されているところであります。

市長におかれましては、早速機会を捉え要望活動をしていただいているところでありますが、どうかこの機会を逃すことなく朝倉市の課題の解決として、市長の任期中に、何らかの方法での取り組みを実現をしていただきますように、さらなる御尽力をお願いすると

ころであります。市長、いかがでしょうか。ひとつ市長の決意をお願い申し上げたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 桂川の内水排除につきましては、今、田中議員からお話がありましたように、30年にわたって要望がなされてきているということです。

残念ながら、昨年ああいう形で、蜷城地域の約400戸が水の中で孤立するという事態になりました。それ以前から、地元のほうでは、非常に、どうしても早くやってくれという要望が多かったわけでありましてけれども、その間も冠水はするけれども、それが直接的に人家に影響がなかったということもございます。それは、なぜ影響がなかったかと言いますと、やはり28年の災害を受けて、地域の皆さん方が、自主的に新しい家を建てるときには、必ず地上げをして高くして、人家に被害のないように、自分たちで努力されたから。今まで、そして昨年についてもそうです。昨年も、通常ですと、もっと多くの家屋が床上浸水までいくはずぐらいの冠水でありましたけれども、あれだけの冠水の割に比較的軽微で済んだ。それはやっぱり、とりもなおさず、地元の住民の人たちが、自分たちで今日まで努力された結果だろうと思うんです。しかし、そのことに、行政として甘えるというわけにはいきませんので、昨年あれだけの被害が発生をいたしました。その後、田中議員、地元の皆さん方と国交省等含めて、随分、陳情も回りましたし、お願いも回りましたし、また私自身、国土交通省本省のほうにも幾度となく、このことについては地元の実情を訴えて、何とかしてほしいということで、今日まで取り組みをさせていただいております。

具体的な話になりますけれども、じゃあ、25年度の予算で、具体的にどうなるかというと、残念ながら調査費まではついておりません。ただし、県のほうで、いわゆる桂川内水排除についての調査解析というものを今、行っている最中で、まだ結果が出ていないというのが、今の現状であります。で、この結果が出た後、いろんな方法があります。内水排除には幾つもの方法があるんです。じゃあ、どの方法が適当なのかということも含めて、25年度の早いうちにはこの結果が出ると思っておりますので、それを持って、なお一層それぞれの関係、県あるいは国に対する要望といたしますか、してまいりたいと思っております。地元の今後とも御協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今、さっきも申し上げますように、私はこの機会が一番いい機会であるなど。国土交通省あたりも、この実態というのは、実際に経験をしたわけでございますので、そういうことで今、私どもは県でも国でも実際構わないわけですがけれども、やはりこの桂川の排水を何とか、増水時にやっていかななくてはならない。一方では、桂川の改修は進めておるわけですね。このことと、私は排水対策というのは一体的にならなくてはならない。あるいは、県としても長田川というのも影響しておるわけだし、一級河川とはいいながら県管理の河川で今、桂川がやっておりますし、そのことはそのことで

やっていただきながら、一体となった解決策というものを、ぜひやっていただきたいと。むしろ私どもも思っていますのは、国交省は、24年の予算から引き続きと思いますけれども、河床の掘削等も、この前、私たちは、片ノ瀬にも行ってお話をしてきたんですけれども、掘削をする予算を今、持って、まずそちらからやっていきたいということでもあります。

昨年の雨で、私も、ことし心配いたしますのは、筑後川の河床が、かなり上がってきているんじゃないかと。そのことでは河床を下げていかななくてはならないということでは、この問題はこの問題としてぜひやっていただく。あるいは、新桂川水門の下も、かなりの土砂が堆積をいたしております。このことについてもお話をさせていただきました。そういうことで、ひとつ取り組みはしていただけるとは思いますけれども、やはり、抜本的なものは、水門を、桂川閉めてから、水が出ればいいんですけど、出なくなったものをどう対応していくのかと。閉めたものをどう対応していくのかというのが肝心の解決策ではないかなと。100%ということはいかないと思いますけれども、ひとつ今後、県の調査あたりが早く出していただいて、そのことをもって、また、国と折衝する、あるいは県と折衝しながら解決策を図っていただきますように、この件については、ひとつ御尽力をお願いを申し上げて質問は終わりたいと思います。

次に、小石原川ダム建設業について質問をさせていただきたいと思います。

御承知のように、小石原川ダムは、民主党の、コンクリートから人へと、政策転換により、ダム建設の検証が行われ、このことにより約3年余りの事業が凍結をされました。結果といたしましては、昨年の12月に建設方針が出され、実質4年の空白ができたところがあります。いよいよこれから事業の実施に移っていくわけですが、小石原川ダムの予備調査の期間から言われてきました江川、寺内両ダムは、水特法適用以前のダムでありましたので、既設の2つのダムを含む水源地域の整備の実施、ダム建設により発生した諸問題の解決に向けた取り組みが大きな課題であったわけがあります。

私は、これらの解決の課題のために、朝倉市として、ダム建設を急ぐことなく、既設ダム建設における諸問題を整理し、そしてその解決や、あわせて水源地域整備事業の推進には、ダム工事着手前に、朝倉市として腰を据えて取り組みをしていく必要があるのではないかなと、そのように思っておるところであります。

また、課題を残したままになっていくのではないかなと。このままいけばですね。そういう気持ちもいたしておるところであります。そういうことから今回、この時期に質問をさせていただくわけですが、まず最初に、小石原川ダム建設についてのメリットとデメリットを朝倉市として、どのように整理をされておるのか。まずお聞きをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（大楠吉博君） ダム建設におきましてのまずはメリットでございます。

ダムには、4つの目的があります。その4つがメリットになるのではなかろうかと思ひ

ます。1つ目につきましては、洪水の被害調整です。今、江川ダムにおきましては調整機能を持ちません。今度、小石原川ダムができれば、小石原川の洪水調節ができるということで、これは朝倉にとって非常に大きなメリットだと思っております。それにプラスして、維持用水。今、水が不足しているということがあります。ダムができれば、小石原川、佐田川、おのおの、維持用水が、不特定用水といいますけれども、維持用水がふえてきます。それも朝倉市にとっては大きなメリットだと思っております。3つ目につきましては、水道水の供給です。県南のほうに水道水として送るわけです。当然、朝倉のほうも、県南のほうに加入しておりますので、朝倉に対してメリットがあると思っております。それと4つ目につきましては、異常渇水時の用水の確保ということで、もし渇水になった場合は、これも皆さん方にメリットがあるんじゃないかならうかと思っております。

それと、一時的ではありますが、ダム建設によりまして、地域経済の活性化が見込まれるんじゃないかならうかなというふうに思っております。

他方、デメリットといたしましては、水没者が移転します。それによって人口減していきますから、それによる過疎化に拍車がかかってくると。水源地域の過疎化に拍車がかかってくるとというのが1つと。あとは、地形の変化による環境への影響が一部懸念されるんじゃないかならうかということが、デメリットとして上げられるんじゃないかならうかと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今、市が整理をされておりますメリットデメリットの説明を聞いたところでありますが、やはり1番のメリットというのは、佐田川、あるいは小石原川におきます維持用水。特に、小石原川につきましては、昔から毎秒0.44トン、佐田川につきましては毎秒0.24トン、これが0.37トンにふえた。そして、今までは非灌漑期はなかったものが、灌漑期も維持用水を流しましょうということで、通年補給になったと。量が多いか少ないかの問題は別として、その辺は、現時点においては、私は大きなメリットがあるのではないかなと。しかもこのことが、後でまた質問をいたしますけれども、農業用水にも不足分に対する補給水として、活用ができていくのではないかなと、そういう考え方も持っておるところでございます。それから、もう一つは、小石原川ダムにおきますのは、水特法の適用を受けるようになったんだよと。そこをどう活用していくのか。この活用の仕方大きくメリットも出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、デメリットにつきましては、今言われたほかに、水没者の移転ということで、やはりその水源地域と言われます地域は、大きく人口が減少をしていく。過疎的になっていく。高齢化していくというような問題があるのではないかなと。それともう一点、現時点におきますと、ダム建設前の生活用水といいますか、地域の中に流れておりました慣行水利権的なもの。こういうものが十分にまだ確保できていないと。この問題はずっとあるわけですがけれども、そういう問題があるのではないか。この件も後でまたお聞きをいたし

ますけれども、そういう気がいたします。

それから、水源地域対策事業においては、やはり水特法の適用をどううまく活用していくかによって、朝倉市が持ち出します一般財源が一時的に大きくなっていくというような点もございますので、これはそうならないように、やっぱりうまく運営をしていかなければならないというようなことがあるのではないかなというふうに思います。

そういうことを踏まえて、これから幾つか具体的に質問を申し上げたいと思いますけれども、既設ダム付近を含みます課題は、どのように解決をされていったのかなということでございまして、さっきから言っておりますように、維持用水はふえますと。ところが、前から問題になっている部分があると思います。小石原川関係では、市長も御存じかと思っておりますけれども、荒川、草場川、これが今さっき言います慣行水利権的なもの。これ、何とかどうかしてくださいというのは、ずっと前からあったわけです。いろいろ工夫はしながら今日までできておりますし、現在でも、これに対する対策協議会的なものが、まだ存続をしているようであります。その辺がどうなされているのか。

佐田川関係では、えびら堰から三奈木地区に入っておりますあの慣行水利権的なもの。これも長い間あって、これも頭首工の合口によって当然、あのえびら堰が廃止になる部分が残って、下流の問題ともずっと残ってきているわけです。

そういうものがあります。そういうことで、まずは、両小石原川、佐田川、河川の維持用水がいみってはおりますけれども、その辺に対します、まあそれでいいと判断をしていくのか。

それと、今言います、2つの前からの荒川、草場川、あるいはえびらの関係が、どのように課題の解決に取り組まれてきておられるのかお尋ねをしていきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（大楠吉博君） 慣行水利権の関係でございます。確かにダムができて水量が少なくなったという声をよく聞くわけでございます。小石原川につきましては、荒川、草場川。この関係も、維持用水の問題があったというふうに聞いております。今現在では、非灌漑期に0.1トン、灌漑期には農業用水として0.4トンが流れているようで、土地改良のほうに問い合わせましたところ、今これで大体賄っていて、苦情もないというようなことでございます。

佐田川の寺内堰につきましては、これ、今0.24トンと土地改良にお願いをしまして、プラス0.1トンで、今0.34トン流してもらっております。これから地域用水として、寺内堰から取水しているわけでございます。これについては、やはり昔と比べて、相当不足しているということで、相当、地区から苦情のほうが上がってきております。

この対策といたしましては、当然、小石原川ダムができれば、0.37トンになるということでございます。その間どうするかということで、弾力的試験、運用などをダムのほうにやってもらって、努めて非灌漑期の水量をふやしてもらおうようにはしております。

それと今、堰から取水しておりますけど、それを今度、両地区の2期事業によりまして、ダムから直接水路をつくって、そこに流すというふうな計画がございます。これによって、維持用水が相当確保できるんじゃないかなと。これ、維持用水という別枠な水量はありませんけど、農業用水を利用させてもらって、それを充てると。今、その取り組みに向けて、地元と協議をやっているような状況でございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） いろいろ取り組みはされているということでございますけれども、考えますと、朝倉市にダムが、後できるのかといったときには、もうこれはないと私は思っています。そうしますと、さっきもちょっと冒頭申し上げましたように、課題を、このダムで解決していこうという基本的な考え方があって、私もこの事業に携わった経過があるんですが、やはり当時は、消極的な賛成だと、言い方おかしいんですけども、もう、国、県には消極的な賛成ですよというような形で取り組みをしてきた経過があるわけですね。なかなか、この用水の増量まで、0.34トンにいくまでは、かなりの期間かかりましたけれども、最終的には0.34トンになって、満足ではないにしても、これが現在に至っておると。それで、荒川、草場川も、今の女男石頭首工のところから流れ込んでおったわけで、そのことがまだ引き続いておると。今でも対策協議会があって、市も関係をしておるといふようなことになれば、やはりこういうえびらの問題もそうですけれども、やっぱりここらあたりで基本的に整理をして、今後はこの問題はないんだよというふうになっていくべきではないかなと。そうしないと、ずっとこの問題、またいつまでも引きずっていくということになるのではないかなというふうに思っております。そういうことで、その辺を、今後どう対応策をしていこうと考えているのかお聞きをしたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 田中議員、御指摘のとおり、小石原川あるいは佐田川につきましては、江川、寺内の建設当時からの、いろんな問題が残されたまま、今日に至っておるといふ経緯がございます。既に、この小石原川ダム建設にあたりまして、田中議員、十分御存じだと思いますけども、県と朝倉市と両筑土地改良だったかな、の間に、一つの交わした文書がございます。その中に、いわゆる江川、寺内の建設当時の残された問題の解決という1項が入っております。これも御存じだと思いますけれども、それにのっかって、私どもはこの際、恐らく、今度の小石原川ダムというのは、これは水機構にとっても恐らく全国で最後のダムになるだろうと思っておりますし、九州でももちろん、そういうダム建設事業としては、大型の投資は恐らく最後になるようなダムだろうと。この機をきちっと捉えて、そういった問題の解決について、全力で取り組んでいくという気持ちで、今後やらせていただきたいというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） やっぱり、ここで私は粘って、解決をしておかなくてはいかんと

と思いますが、次に、もう一点お聞きしたいと思いますのは、農業用水の確保の関係でございます。

両筑平野用水事業が、江川ダムで始まったわけでございますけれども、当時の計画の灌漑面積が約5,900ヘクタールでありました。現在では、かなりの量、転用とか、そういうことで減って、5,000ヘクタールを切っているのかなという気が、私はするんですけれども、まあかなりのものがありますが、農業用水としては、江川ダムに1,067万トン、寺内に400万トン、あわせて1,467万トンの農業用水の水利権があるわけですが、以前に言われておりました両筑土地改良区の中では、最初に農業用水の計算に入れられておりました、いわゆる湧水、湧き水、これ、ほとんど今、朝倉市内も枯渇をしてしまった。あるいは地下水が下がってしまったという現状の中で、この湧水に対します計画水量が860万トン、100日間で860万トンなんです。計画されておったわけですよ。ところがほとんどこれが出なくなったから860万トン水が不足をしますよということで、何とかこれを確保をしていきたいというお話がずっとあっておったと思います。そういうことで、この860万トンが、実際にどうなっていたのかなと。いまさら農家の方が、小石原川ダムに水利権を取りますと、これがまた負担が大きくて、農家は負担としてやっていけないというものがあって、いろいろ当時、私も話をしながらしてきたのは、いわゆる通年補給の話になってくるところであります。

この通年補給を0.44トンと0.37トンで、灌漑期の100日間でおおむね計算をしますと、おおむね860万トンに対して700万トン程度の水が、そのもので確保できるんじゃないかなと。水に色、ついていませんから、これがたまたま不足分の補助になるのかなということでの話はいろいろあったわけですが、最終的にこの部分がどういう形で整理を。このままでいくということに多分なっておると思いますけれども、その辺がどうなっているのか。どなたか、説明をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（大楠吉博君） 今、土地改良管内の農業用水は、ダム依存が20%、あと80%が地区内利用水源といいまして、河川、ため池、湧水、ポンプアップ、還元水、そういうので賄っているそうです。非常時には当然これでは賄い切れないということで、まだ、いろいろ手立てがあると思いますけれども、そのほかに間断灌水などを実施して、今はどうにか間に合っているというような状況です。

さっき議員、言われましたように、昔は860トン湧水を見ていたと。そのときの面積が5,900、今は4,700をちょっと切つとる面積になっているそうです。その分をどうするかということですけど、さっきおっしゃいましたように、これは0.44トンと0.37トンについては、これはあくまで、不特定用水、維持用水ということです。一緒に、農業用水として一緒に流しますけど、水の色は確かについておりません。どれが維持用水か、どれが農業用水か、それはわかりませんから、余りこれ以上はちょっと言えないんですけど、そういう



とをうまく利用して、不足した場合は補っていったらどうかというような感じは持っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今さっき言いました、それは使えるでしょう。約700万トン。今、言います余った分は農業用水で使えるでしょう。しかしこれも使い方で、農業用水が不足するから、全体にばらまくわけにはいかない。今、部長説明しますように、佐田川と小石原川の河川維持用水ですから。これは原則的に流していただいて、その上澄みに、農業用水が余ったもの、要するにそれをばらまくなりいいですけども、その辺は十分考えておかないと、その意味がなくなっているのではないかなと。

それと、今、減反政策が50%近くあるわけですから、通常考えたら、本来は足らにやならんとじゃないかなと思いますけれども、なかなかその辺が、圃場整備は終わりましたし、かけたならもう尻さへ落ちよるといような部分もあると思いますが、そういうものを十分あれして、やはり両筑土地改良区あたりとも、この問題はもうこれでいきますよといような形での、やっぱり一定の。市としては、私は整理をしておく必要があるのではないかなといふふうに考えておりますので、その辺はやっぱり、これも将来、悔いの残らないように、問題を残さないように、ひとつ解決策をお願いをしておきたいといふふうに思っているところであります。

それから、水源地域整備計画の今後の取り組みということでございましたが、先日、水源地域の指定がなされました。私は、もっと広く、高木地区の一部でも含めて、水源地域に指定がされるのではないかなと、そういう期待を持っておりましたが、結果的には、上秋月地区ということになってまいりました。やはりさっき言いますように、江川、寺内ができて、今、高木がありますが、やっぱりずっと昔から続いておったものが、ダムで一つ隔離されたような、高木がですね。縁がちょっと切れたような形になった。そのことがやっぱり高木地域の過疎等にも私は影響してきているんじゃないかなと、そういう気がいたします。

それからもう一点は、木和田から江川に導水流域変更をやります。これもやっぱり、小石原川があつて、3ダム総合運用の中での方法なんですね。水開発なんです。そういう意味では、やっぱり水特法の適用の地域に入っていないんじゃないかなといふ気がいたしておりましたけれども、実際的には入ってない。そこあたりの整備が、私は当然必要になってくると思いますが、この前からずっと聞いてまいりますと、水特法にいう適用事業は大体24事業ありますが、朝倉市が今、県と協議をされておりますのは、24事業のうちの27事業だと思っておりますけれども。事業というよりも27個の事業だろうと思っております。同じ、重なった部分があると思っております。その中で、高木の部分は、水特法計画の中で高木地区が水源地域から外れたわけですね。そうしますと、高木地区が6カ所ぐらい入っておると。これはどういう形になるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（大楠吉博君） 今回、受けました地域指定、上秋月、大字じゃなくて上秋月校区になりました。本来でしたら、ダム湖に面する大字地区ということで、江川だけしか適用にならなかったということで、これでは朝倉市にとって何もメリットがないということで、規模拡大というか、地域の拡大を行ってきました。

当初は、高木、三奈木の一部、それと上秋月全部。江川を含む上秋月ですね、そういうので、県、国に相当交渉してきた経緯はあります。最終的には、上秋月までは拡大できましたけど、三奈木の一部と高木につきましては、水特法外ということです。

しかし、高木につきましては、当然、佐田のほうから木和田導水で、江川のほうに引っ張ってきます。その関係もありますので、県のほうが水特法に準じて、この事業を広げようということで取り組んでもらっております。

それで、高木も、準水特地ということで、水特と同じような取り扱いで、事業が認められております。高木につきましては9事業ございます。上秋月につきましては18事業、集団移転地が3事業で、合計30事業です。

議員、さっき言われました24事業と。それは、項目が24の種類の仕事ができますというのが24であって、その中で、今言いました30事業、それはもちろん道路が何カ所かとか、いろいろダブっております。そういうことで、その30事業を、今後、取り組んでいくような形になってきます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 水特法の第5条の中の規定にも、特に必要があると認めるときは、これらの事業というのは、24事業ですけれども、当該水源地域外でも実施するものについて定めることができるとただし書きで規定されているわけですね。水源地域にならなかった場合には、やはり、こういうものも、私は、十分にやっぱり活用していかななくてはならないと思いますし、水源地域整備計画は、県がつくるわけですから、県の働きが一番大事であると。県がやっぱり水源地域のことを十分に考えていただいて、何とか水源地域対策をしていかならんというそのスタンスで、県が取り組みをしてくれないとこの事業はできないんじゃないかなと。

あるいは、もう一点あるんですが、水特法の運用の中では、ダムの工事関係で使ったものを、後で活用しようと、地域振興のために、水源地域対策のために活用しようという、本来はダム建設が終わるまでに水特法事業をやるというのが原則でありますけれども、そういう、後のものを活用しようという場合は、弾力的に運用をされておるといようなものもあるわけですね。そうしますと、やはりそういうものを含めて、総体的に水源地域対策というものは、私はこれからやっていってもらわないとならないかなと。

それともう一点は、もう時間が迫ってきよりますんであれしますが、もう一点は、水源地域として3つダムがあるわけですから、これはもう、かなり北部九州の水源地域だとい

って過言ではないかと思いますが、3つのダムを含めたこの観光ルート。東峰村につながるわけだし、あそこは空間になってしまうよりも、やはり、このダムという空間スペースを活用して、何とかあの辺がにぎわいを取り戻すような、そういうものも、この時期に片づけて、ダム建設と一緒に事業をやっていただく。そういうものに持っていかないと、その辺も取りおいてくるんじゃないかなという気がするんですが、そのあたりの考え方がでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（大楠吉博君） 今度ダムができれば3つのダムになります。当然、こういうところは珍しいところであって、観光には大いに利用していきたいとは考えております。

今度の小石原川ダム周辺につきましては、水特法によります整備を計画いたしております。まだ漠然としてますけど、観光客を呼び込めるような、そういう整備を図って、さっき言われましたような3ダムを利用して、他地域との交流も含めて観光客をふやしていきたいというふうに、これからそんな方向で検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） さっきも申し上げますように、このあたりの折衝というのは、ダムがもう、本来は補償交渉が妥結と一緒に、こういう問題、私は整理しておくべきであったと。ところが、政権が変わるとか、いろいろな条件があって、その辺ができなくなって、一方だけが終わっていった。我々が望んでいた肝心な部分は、まだ現在まで、そういう問題あるということでございますので、やはり、ダム建設早くということよりも、この問題片づいて、やっぱりダム建設にかかっていくという体制が、私は必要であろうというふうに思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点は、残存地対策で、市長にも、この前申し上げましたけれども、最終的には江川1戸残るわけですね。あそこに1戸残るといふのは、この水特法から言っても、本来は、ああいうところが一番条件が変わったんじゃないでしょうかね。あのままに放置していくという、水機構がだめだといいますから、もうできんですよということは、私は、朝倉市としてならないんじゃないかと。やっぱりこれは何とかして解決をしておかないと、これは朝倉市、いつまでもあそこが、行政的に私はマイナスが出てくると。行政推進面からものです。あそこ1軒のために雪をどかさなきゃならん、何かせんにゃあならん、こうもいろいろ、やっぱり一定のものはしていかにゃあならんと思いますし、やっぱりそれでないなら、生活再建の方策というのを、水特法の中でさせていくというのは、これは私は一番、水特法の適用ではないかなというふうに思っているわけですね。そのことについて、市長、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 御心配いただいております残存地の特権ですけれども、実は、江川ダ

ム建設時、一つの補償の形で、今があるというのが一つございます。ですから、今度の小石原川ダムについてのそれには、なかなかのりにくいという事情があるんです。それはそれとして、あそこは大きく、人の通りがかかわってきます。そうしますと、どうしても大きな影響が出ることには変わりがございませんので、これはいわゆるダム建設による補償、要するに小石原川ダムに関する補償という形ではなくて、今、違った形でいろいろな模索を、県も含めてやらしていただいておりますので、その点、もうちょっと時間がかかるだろうというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 確かに江川ダムで移られた方ではあるんですけども、じゃあその辺の考え方というのは、むしろおかしいのではないかなと。江川ダムのときに小石原川の計画があって、そのことを知りながらそこに移ったと、移転したというなら、それは江川ダムのとき移ったばってん、小石原川はわかつたちゃろという話になるかも知れない。そのときは、まるで調査の話も、小石原ができる話もまるでなかったわけですから、その辺、私は、意味が外れるんじゃないかなと。ただ、言いますように、この件も一つ解決をしておかないといけない問題でありますので、市長においても、県あたりと十分協議を進めてやっていただきたいということでございます。

ダムの関係は、もうちょっとお聞きしたい点もありますけれども、4月から機構もちょっと変わるようでございますが、私は全協の中で申しあげましたように、今言ったように、いろいろな課題がこれからあるわけです。本当にあの課長が兼務でやっていたのかと、こういう問題を解決していくために。私はそういう気がいたします。その辺も十分に考慮されて、そして、ひとつこのダム建設にとりかかっていたきたいなというふうにおるところでございます。

以上で、ダムの関係につきましては終わらせていただいて、次に、施政方針についてお尋ねをしていきたいと思っております。

この件については、いろいろ、前の議員さん方が質問されましたので、ちょっとやりづらくなったんですけども、一つは朝農跡地の活用の問題です。

この中で、道路整備というお話が出てきております。私も、この道路は必要であろうと。あるいはもう以前から、あそこを活用するときには、バイパスと何とかつなげないと。それの方があそこは便利がよくなるよというのはあったわけです。

ただ、ぽこっと出てくるわけですよ。今まで計画が、言うならば朝農の話が出て、もう5年が終わったわけなんです。そして、実施方針を出されて1年終わったわけです。そして、今になってまた出てくる。そして昨年の予算のときも、いろいろ、体育館という一つの計画でやって400万円の予算が組まれました。ところが、これはまだ全体計画の問題ではないかというようなことで、いろいろあって、最終的には跡地活用策の検討経費というような形で、400万円は通っておるわけですね。そして1年間、3月まだありますけど、

いろいろな調査等があると思いますが、私は、本来で言うならば、中の事業計画と活用策と、活用するための一体的な整備計画、今の道路も含め、あるいは飲み水、いわゆる上水の問題もありましょうし、下排水の問題もありますし、雨水排水の問題もありましょうし。そういうものを、やっぱり一緒に計画をしながら、一体的なもので私は取り組んでいくべきであると、そうせんと、朝農跡地ではかなりの経費がかかっていくという形があるわけです。私はそういう意味で、早くそういうものでやっていく。1日のお話では、あれをしないと間に合わない。しかし、あれを今やっても、あそこにはかなり住家がありますので、そこ辺の移転の問題もあります。簡単にいく話なのかなとは思いますが、これは、十文字から朝農の横を通って、川原に行った十文字川原線という線だと思いますけど、そういう計画だったら、早く取り組むべきであるだろう。何か、去年は体育館、ことしは道路。何か、ぽつんぽつんと、私どもも、どんな形になっているのか、まるでわからないということでございます。その辺の考え方はどうなのか、お聞きしたいと思います。副市長、お願いします。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 現年度の予算につきましては、既に御説明しましたように、いづれにしても必要な経費だということなんですけれども、今回の分につきましては、道路全体の予算の中にはございますけれども、今、田中議員おっしゃいますように、本来ですけど、全体の姿をきちんと示して、もろもろのことを御説明できるというのが一番いいんですけれども、先日も、他の議員のときに御説明しましたように、民間との調整等もある中で並行してやっていると。そういったときに、調整が済んで、全体が示せるまで待つのかといいますと、できる部分について、あるいは必要な部分についてはやっていくこともまた、進捗を図るという意味では必要なのではないかと。一方では、できるだけ早く物ごとを進めてほしいんだという市民の皆さんの強い要望もありますし、そういったところについても、こちらとしても答えていかないといけないと。

今回の分につきましては、施設の建設に着手する以前に、開発行為を考えますと、そこに適合する一定の幅員の道路がいづれにしても必要なんじゃないかと、そういった部分もございまして、道路の経費について、一定予算として、今、計上しておるという状況です。ですから、本来、施設全体の姿を示して説明するというのが、わかりやすいというところはあるんですけども、そういった中での、今回の予算計上ということになっております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 言いますように、私どもも、どういうイメージになっていくのか、まるで見当つかないわけです。あるいは、地元からたまたま出てきておったものを、改良しますよというのであればまだわかるんです。開発行為はせんにやららんから、すぐにもう、ことし予算かけて調査をやりますよと。まるでイメージのつかめないような形の中で、

朝農跡地についてはこの事業します、また次もこの事業します。何か、最終的にどうなるのかなと。私たちも予算審査とかいろいろする中で、どのような形で考えていったらいいのかな。さっき言いましたように、必要は必要であろうと。しかし必要であるならば、早く計画をしてやるべきであるというように、私は思っておるところでございます。

まあ一つ、そういうことも踏まえて御検討をしていただいて、とにかく早く、この前から言われたように、それ以上のことは私、ここでは言いませんけれども、やはり早く、その辺を整理をしていただいてやっていただきたいなど。議案審議の問題も同じ。やっぱり計画を早くやって行って、私どもにも、全協あたりでもいいですから、説明をしていただきたいと私は思っておりますのでよろしくお願い致します。

それから、時間がわずかになりましたが、固定資産税率の引き下げについては、前の7番、6番議員からありましたんで、もうほとんど言い尽くされたのではないかなというふうには思っておりますが、若干、ダブる点があるかもしれませんが、私は私なりに考えた別の角度から一つお尋ねをさせていただきたいと思っております。

私も、この議案が出たときに、計算をしてみました。

というのはどこでかといいますと、私どもができるのは、23年度の決算しか実際の分はございません、できるのは、23年の調定額から計算をいたしますと、私がざっと計算をいたしますと、1億1,000万円から1億2,000万円の間ではないかなと思ってみましたら1億1,600万円だよというようなことでもございました。これは、23年、24年には評価替えともありますので、下がってくるのは当然だろうと思っております。それはそれでいいんですけれども、今、きょうもさっきから出ておりますが、自主財源である市税ですね。個人市民税、それから固定資産税、法人税、ともにずっと見てまいりますと、一番ピークなのは19年なんです。税が一番、朝倉市で頂点、過年度分は除きますけれども、現年分で考えた場合には19年が一番高いです。

それから23年をずっと見てみますと、法人税あたりは、ちょっと中だるみがあって、今はちょっと伸びてきております。あとはもう、市民税から全部減ってきておるわけです。それから、個人市民税にしても、朝倉市の人口は、今どんどん減少しております。特に、税を納めていただく部分も減ってきているわけです、人口もですね。そうすると、これを伸ばすためには所得がいみるかなんかしないと、これは生きないというのははっきりしておるわけです。それから、今の景気であれば、きょうの質問でも市長が言われますように、すぐに朝倉市に、企業あたりに影響があるなどは思えません。何年後かに実際はなるであろうと思います。そうしますと、そういう中で減っておりますけれども、この1億1,600万円が、法人関係と個人関係の、税の納める割合がどの程度になっておるのか。税務課長、わかれば教えていただきたいと思っております。私は、大体半々か、半分ちょっと上ぐらいが法人関係のものではないかなと。それは何かと言ったときに、土地家屋、あるいは償却資産が大企業ありますので、かなりその部分があるのではないかなと思っておりますが、わかれば

教えていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 税務課長。

○税務課長（原 憲児君） 今の質問に対してですけれども、個人、法人の割合は、調定額で、議員がおっしゃっていましたように、個人の分につきましては47.8%、法人分が約52.2%になっております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） こうなりますと、これから見ましても、やっぱり企業、法人がしっかり頑張っていていただいて朝倉市の財政を抱えていただく。それだけ法人で頑張っていておると。それだから法人も下げれば喜ばれることはよくわかるんですけれども、今、朝倉市の中にある法人の方は、朝倉市将来のために向かって頑張っていておるんであろうというふうに、私は評価をしておるわけでありまして。

だからといって、それなら、朝倉市に税率が高いから来ませんよということにはなっていないんじゃないかなと思うわけでありまして、そういうことで、税も減っておりますし、今言いますように、企業もこれだけ一生懸命やっておられる中で、このあたりの考え方はどのように受けとめているのか。お尋ねをしたいと思います。副市長で。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 企業の方にたくさん来ていただいたり、あるいは企業活動が活発化することによって、朝倉市に多くの企業が税を納められる状況になるというのは、非常に望ましいことだと思っております。個人と法人とを分けて、今の収納状況を見て、個人がどうだ、法人がどうだという、殊さらの議論はやっておりませんが、しっかりと企業の皆様に活動をしていただきまして、特に、中小企業の皆さんが活力をもって企業活動を行っていくというのは、市におきまして、非常に重要なことですので、そういったことになるように進めていきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） まず、私も税率を下げることに反対ではございません。税率を下げることも、市民サービスの一つですからですね。ただ、税率を下げたことによって、さっきも出ていましたけれども、市民サービスを低下しますよと。その分、下げることでサービスしていますという言い方には、私はならないんじゃないかと。そこだけは、ちょっとはつきり押さえておかないとおかしい格好が出てくるなというふうに思っておりますが。

この税の上乗せというのは、甘木市が合併した昭和29年から始まっているわけですね。それで、高木が編入した昭和30年。そのときが最高税率の1.7なんです。合併したときは、債権団体に落ちているわけですね。そういう関係で、市民サービス等もやっていかにやらんということ。地域が広いということであつたわけですから、それで税率を上げて、30年の高木までいって、最高に上げているわけです。それから何年かしてから、遂次下げてきておるわけですが、そういう中で、30年が1.7その次、35年が1.65なんです。それか

ら40年が1.6なんです。そして、この前、言われます平成13年が1.5なんです。そして現在なんです。まあそういう形でずっと来ていますし、やっぱり朝倉市は広いと、旧甘木市も広がったと。投資効果が非常に少ないと、市民サービスをもう少し上げたいためにはということで、この税率の増加をやったと。で、きょうの説明では、その分は徴収率を上げてやりますよ、いきますよという力強い話でありましたんで、これはいいんですが、ただ、今から考えてみますと、3年後は、もう交付税が減るわけですね。今、14億円としますと、28年度は1億4,000万円減るんです。1割です。その次には7割になるわけです。5割3割1割で5年で終わってゼロなんです。だんだん減っていく。この痛手というの、私は先が大きかろうと。さっきはそのときの財政の状況を見ながらと言って、この大きさというのが、私はやっぱり頭に入れておかないと、それこそまた、下げたサービスの意味がなくなってしまうんじゃないかなと。

それからもう一つは、下水道もあります。朝農跡地もあります。庁舎の問題もあります。大型事業がまだいろいろあると思います。そういうのに、これから乗り切っていかなければならない。今までの上積みの部分は、当時の衛生センターつくったり、学校建てたり、ピーポート建てたり、自主再建をやりながら、財源に全部あたってきているわけですね。そういうものをやっぱり振り返りながら考えておく必要があるのではないかなというふうに思いますがいかがでございますか。市長、その辺は。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 御指摘のように、合併に伴う優遇措置についても、今後、漸次なくなっていくますし、平成32年には、全てそれが終わるといような形になります。もちろん、そのことについては、十分、私どもも頭に置きながら、今後、まあ今回0.05、固定資産税を下げさせていただくという条例案を提出しておりますけれども、そのことも含めて、今、税収増について努力するという話もいたしました。それとあわせて、行財政改革等も含めて取り組んでいって、ちゃんとそれに対応できるような行政の形とシステムというのをつくっていきたいというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 時間もまいりましたですが、当然に、平成23年の決算の現年の分だけで、滞納の分はちょっと外しまして、全部が100%。税の徴収ができて、幾ら伸ぶのかと。23年のあれで見ますと2億円なんですね。税徴収、大体2億円。100%になって2億円なんです。そうすると、今言ったように、元が減っているわけですから、やっぱり段々これは厳しくなるということでございますので、一つ何か、新たな税に変わるものをつくりながら、財源確保をしながら、ひとつ行政サービスが落ちないような形でやっていくということが必要であらうと思います。

市長、その辺の最後のひとつ、決意をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 市長。



○市長（森田俊介君） 行政サービスを落とさないということは、当然、私どもとしては、心していかないかん問題だろうというふうに思います。その上で、今、御指摘のように、今後、朝倉市の将来を見た場合、非常に財政的に厳しくなるということが、今、見えております。今までは見えておりますので、ですから、そのことを十分頭に入れながら、要するにある一定の優遇措置が終わった時点で耐え得る行政の形とシステムというのを、今からつくるように努力させていただきたいというふうに思っています。必ず、そういう形で取り組みをさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 時間が押し詰まりましたが、ひとつ市長も任期の最後の年であります。今、言いますようにダムの問題もありますし、公有化問題、いろいろ課題は多いわけですけれども、やはり早く、朝農の問題も明確に市民に示され、私どもとしましても、その予算とか、いろいろな取り組みにつきましても、十分な審議ができるような形を取っていただきますよう、努力をしていただきますことをお願いをいたしまして、私の一般質問は、これで終わりたいと思います。以上で終わります。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員の質問は終わりました。

以上で、本日の一般質問を終わり、残余については、あす5日午前9時30分から本会議を開き続行いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時34分散会